

情報化推進対策特別委員会会議録

令和元年5月28日

場 所 第5委員会室

令和元年5月28日（火曜日）

午前10時0分開会

会議に付した案件

○概要説明

教育委員会

- 1. 教育の情報化推進の現状について

○協議事項

- 1. 委員会の調査事項について
- 2. 調査活動方針・計画について
- 3. 県内調査について
- 4. 次回委員会について
- 5. その他

出席委員（10人）

委員	長	重松	幸次郎
副委員	長	窪	菌辰也
委員		横	田照夫
委員		右	松隆央
委員		二	見康之
委員		日	高陽一
委員		内	田理佐
委員		満	行潤一
委員		岩	切達哉
委員		坂	本康郎

欠席委員（1人）

委員		蓬	原正三
----	--	---	-----

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

教育委員会

教育	長	日	隈俊郎
副教育	長	亀	澤保彦

教育次長		川	越淳一
(教育政策担当)			

教育次長		黒	木健一
(教育振興担当)			

教育政策課長		中	嶋亮
--------	--	---	----

高校教育課長		児	玉康裕
--------	--	---	-----

義務教育課長		東	宏太朗
--------	--	---	-----

特別支援教育課長		酒	井裕市
----------	--	---	-----

教職員課長		黒	木貴
-------	--	---	----

生涯学習課長		新	純一郎
--------	--	---	-----

事務局職員出席者

政策調査課主査		甲	斐健一
---------	--	---	-----

総務課主幹		三	浦洋文
-------	--	---	-----

○重松委員長 それでは、ただいまから情報化推進対策特別委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります。ただいま御着席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてありますが、お手元に配付の日程案をごらんください。

本日は教育委員会の関係各課に御出席をいただいております。

また本日は、委員会設置後、初の委員会でありますので、教育委員会から当委員会の設置目的に関する事項として、教育の情報化推進の現状について説明をいただきます。

その後、調査事項及び調査活動方針計画について御協議いただきたいと思います。このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのように決定いたします。

では、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時2分再開

○重松委員長 皆さん、おはようございます。委員会を再開いたします。

今日は、教育委員会においていただきました。初めに、一言御挨拶を申し上げます。

私は、この特別委員会の委員長に選任されました、宮崎市選出の重松幸次郎でございます。私ども11名がさきの臨時県議会で委員として選任され、今後1年間、調査活動を実施していくことになりました。当委員会の担う課題を解決するために努力してまいりたいと思いますので、どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

次に、委員を紹介いたします。

最初に、私の隣が、小林市・西諸県郡選出の窪菌辰也副委員長です。

続きまして、皆様から見て左側から、宮崎市選出の右松隆央委員です。

都城市選出の二見康之委員です。

宮崎市選出の日高陽一委員です。

延岡市選出の内田理佐委員です。

続きまして、皆様方から見て右側から、宮崎市選出の横田照夫委員です。

都城市選出の満行潤一委員です。

宮崎市選出の岩切達哉委員です。

宮崎市選出の坂本康郎委員です。

なお、北諸県郡選出の蓬原委員が当委員会の委員となっておりますけれども、本日は欠席をいたしております。

以上で委員の紹介を終わります。

執行部の皆さんの紹介につきましては、お手元に配付の出席者配席表にかえさせていただきたいと存じます。

それでは、概要説明をお願いいたします。

○日隈教育長 おはようございます。教育長の日隈でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

委員の皆様には、本県教育の振興につきまして、日ごろから、御指導・御支援をいただいておりますこと、厚くお礼申し上げたいと思います。

本日の特別委員会の関係でございますけれども、委員の皆様、御承知のとおり、もう既に、RPAを含むAI化の推進、また、IoT活用の社会づくりの進展というようなものが進んでおります。さらには、情報化の関係では5G時代の到来など、急速な情報化が進んでいる状況の中で、情報や情報機器を適切に利活用し、情報社会の進展に主体的に対応できる能力の育成が重要であると考えているところであります。

当教育委員会といたしましては、庁内各部はもとより、市町村教育委員会とも十分連携をとりまして、子供たちの情報活用能力の育成に取り組んでまいりますので、重松委員長を初め委員の皆様方の、引き続き御指導・御支援を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

あと、座って説明させていただきます。

それでは、本日御報告させていただきます項目について、御説明申し上げます。

お手元にお配りしております情報化推進対策特別委員会資料の表紙の下の目次をごらんください。

本日説明いたします事項は、特別委員会から御指示のありました教育の情報化推進の現状について、御説明させていただきます。

冒頭、私からの説明は以上でありますけれども、内容については関係課長から説明させますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○**児玉高校教育課長** 教育の情報化推進の状況につきまして、高校教育課で、資料の2ページの3まで説明をいたします。

それでは1ページの1、教育の情報化の3つの側面についてのイメージ図をごらんください。

教育の情報化につきましては、①ICTを活用した統合型校務支援システムの導入等による効率的な校務の遂行を図る校務の情報化、②情報活用能力の育成を図る情報教育、③ICTを効果的に活用したわかりやすく深まる授業を実現するための教科指導におけるICT活用の3つの柱で構成されると、文部科学省では定義してあります。これらの3つの側面を通じまして、教育の質を向上させることとされております。

さらに、これら3つの柱を支える基盤としまして、教員の情報教育・ICT活用指導力の向上、学校のICT環境整備、教育情報セキュリティの確保が必要であるとされております。

次に、2の本県の教育の情報化の推進についてであります。①校務の情報化の推進では、統合型校務支援システムの構築・改善と、学校における教育情報セキュリティ対策を推進しております。

ここで、統合型校務支援システムとは、下の四角囲みの参考にありますように、成績処理や出欠管理、指導要録などを統合して一元管理できる機能を持ったシステムのことです。成績表や指導要録、調査書等を容易に作成することができます。すなわち、校務を広くサポートするものであります。

②情報活用能力の育成としましては、新学習指導要領において、情報活用能力が教科を

超えた全ての学習の基礎として生まれ、活用される力と位置づけられたことから、情報機器の操作だけではなく、プログラミング教育やモラル教育等について、全ての教育活動で発達段階に応じた情報活用能力の育成を図っております。

③教科指導におけるICT活用の推進では、国語や算数などの日々の授業において、ICTの特性や強みを生かした指導方法の改善や教職員のICT活用指導力の向上を図ることで、児童生徒の学力向上につなげているところであります。

2ページをごらんください。

③の県立学校における校務の情報化の推進についてであります。①現状にありますように、平成27年度より全県立高等学校及び中等教育学校におきまして、統合型校務支援システムの運用を開始しております。

その成果につきましては、②にありますとおり、教職員の事務処理作業の時間が減り、それによって生じた時間を有効に利用することで、教育の質の向上が図られております。

導入前は、成績や出欠などの管理が学校ごとに異なる様式で行われておりましたが、統一されたことで、教職員が異動のたびに戸惑うことがなくなり、校務の効率化につながっております。

またクラウド化と呼ばれる、国内でセキュリティの高いデータセンターに情報を分散して管理することにより、データの保全が図られ、情報漏えいや災害による情報の消失などのリスクが軽減されております。

課題につきましては③のとおり、高大接続改革や新学習指導要領などの新たな変化への対応が必要であることや、全日制と異なる教育課程を持つ通信制課程へのきめ細やかな対応、

そして特別支援学校への対応をあげております。

高校教育課の説明は以上です。

○東義務教育課長 続きまして、4市町村立学校における校務の情報化の推進について説明いたします。

（1）にありますように、現状といたしまして、統合型校務支援システムを導入している市町村は3市町であります。

市町村からは、単独では財政的に厳しいなどの理由から、県が主導して、県統一の統合型校務支援システムを導入してほしいという要望が出ております。

（2）にありますように、課題は、その統合型校務支援システムの構築であります。本年度、そのための調査研究事業といたしまして、県教育委員会と各市町村教育委員会で共同調達協議会を設置いたしまして、導入について検討しているところであります。

県単位での導入の場合、スケールメリットはありますが、システム自体が非常に高額であるため、負担割合等については、さまざまな御意見が出ています。

なお、現在、国につきましては、導入を目的とした事業は行っていない状況であります。

次のページをお開きください。

最後に、5、情報教育と教科指導におけるICT活用の推進の現状について説明いたします。

まず、（1）情報教育の推進についてですが、子供達の情報活用能力を育成するため、小学校におきましては、各教科の指導等を通して、基本的な情報機器の操作等についての学習を行っているところであります。

また、中学校におきましては、その小学校段階での学習を踏まえ、教科等の指導を行っております。

さらに、高等学校におきましては、義務教育での学習を踏まえまして、共通教科である情報において、情報活用能力の育成等を図っているところであります。

次に、（2）教科指導におけるICT活用の推進についてであります。県立高等学校では、先ほどありましたが、平成24年から普通教室の整備を行い、教科指導におけるICT活用の推進を図っているところであります。

市町村立学校におきましても、教科指導等において電子黒板等、さまざまなICT機器の活用が図られているところであります。

県の教育ネットひむかを活用し、県内の小規模校同士で遠隔授業などを実施している学校もあり、学習意欲等に効果が見られております。

特に、西米良村では、平成28年度より、全児童生徒にタブレットPCを配付し、教科指導におけるICT活用の推進を図っているところであります。

以上で説明を終わります。

○重松委員長 執行部の説明が終わりました。御意見、質疑がございましたら御発言をお願いいたします。

○坂本委員 県内のICTの活用推進につきまして御説明いただいたんですけども、全国平均の中、全国の推進の中での本県の位置といますか、大体どれくらい進んでいるかということについて御説明いただけますでしょうか。

○児玉高校教育課長 本県では、おおよそ、小中高合わせてですが、5.8人に1台という割合で配置されております。全国が5.6人に1台という割合ですので、これ、全国で34位ということになっております。

○坂本委員 済みません、今のはタブレットの数ですか。

○**児玉高校教育課長** これは、デスクトップ型のパソコン及びタブレット合わせての数値でございます。

○**坂本委員** ありがとうございます。

それから、実際に導入をされているところという、市町村間での格差、ここに書いてありますように、西米良村ではかなり進んでいる一方で、進んでいないところ、いろいろな市町村間の格差があるかと思えますけれども、そこについての県の教育委員会としての方針、対応を教えてくださいませんか。

○**東義務教育課長** 市町村間での差があるというお話でございましたが、ICT機器の場合は予算が大変高額であるということではありますが、教科書等が出てきているプログラミング教育やICT活用する場合に子供たちに支障がないよというということで、県のほうからは指導しております。

先ほど、教育用コンピュータの話がございましたが、各市町村とも普通教室への無線LAN等の整備がどんどん進んできております。電子黒板等も、県内、少しずつ入ってきている状況がございますので、少しずつその差は縮まってきたというふうに考えております。

以上です。

○**重松委員長** 坂本委員、もうよろしいですか。

○**坂本委員** はい、結構です。

○**重松委員長** ほかの委員の方から御質問ございませんか。

○**岩切委員** 3ページの(2)の教科指導におけるICT活用の推進についてお尋ねをさせていただきます。

そういうパソコンとかタブレットは、あくまで道具という位置づけだということが、この記載からわかるんですけども、現実には、そこ

で物事を解決するというようなことがあろうかと思えます。

例えば、学習にちょっと課題のあるお子さんに、電卓を使うということをお教えることで、買い物だとか日常生活に支障がなくなると、今、こんなこともあるわけです。そのように、パソコンが辞書を引くだとか、図鑑を調べるとかの代理を務めるとかということもあろうかと思う。

そういった流れの中で、物事を知ったり推測したりすることに対して、とても重宝するわけなんですけれども、そのパソコンの位置づけというのは、学校教育の中でどういうふうにされているのかということも、もう少し詳しく教えてもらえるとありがたいなと思うんですけども。

○**東義務教育課長** 今、委員がおっしゃられるとおり、特にタブレットPCとかにつきましては、子供たちの教育を支える道具として、大変大切なものであるという認識で学校のほうも活用しております。

現在、1台以上のタブレットを導入している小学校が43.5%ございます。中学校が43.8%ございますので、5割弱の学校がタブレットを活用しているという状況でございます。

その内容を見てみますと、通常の学級での使用はもとより、特別な支援が必要なお子さんに対して、タブレットを活用して理解を促進したり、学習の補助をしたりという活用をされている学校が、大変多く見られるところであります。

以上であります。

○**岩切委員** ありがとうございます。最後に出ました特別に支援を要するお子さんなんですけれども、実は、コンビニとか買い物に行っても、常に1,000円しか出せない。自分の買ったものがおおよそ幾らなのかということをつかみきれ

なくて、とにかくお店の方に1,000円を出したらお釣りをいただくという繰り返しで、そういうことしかできない、電卓というものの操作を教えると、電卓を押しながら買い物をするというように、だんだんとなれていくという経過があるんですけども、特別支援教育の中においては、その道具というか、補うものとして、特に重要な意味を持つと思うんですけども、一般の教育と、やっぱり特別支援教育の中では、このICTとか情報機器というのは、位置づけを相当に変えて思いは持っていないところなんじゃないかな。

○酒井特別支援教育課長 小中学校等において、特にそういった補助的にいろんなものを使うことによって、わかりやすく授業を理解したり、先ほどおっしゃったような生活能力を高めたりといったようなことは、例えば学習障がい等でそういった配慮をするということが、いろんな試みが行われているところです。

ただ、どの程度のものをどう設けるかということについては、自分だけ使わせてもらうとか、あるいはほかの子が使わせてもらえないとか、指導の目的、目標というものが到達可能なものであれば、それを使わないで学習するというのも必要ですので、そのあたりは、各障がいのある子供さんの指導計画等に沿って、保護者の方とも話し合いながら、了解された部分で指導を行っていくということで、全国的にもそういった配慮というのは、少しずつふえてきている状況にあります。

○岩切委員 最後にします。ちょっと、突っ込んだ話になっていくんですけども、支援を要するお子さんの程度によっては、そのものを使うことで補えるものが広くあるだろうと思うんです。

極端な例ですと、言葉表現するのにパソコンを通じて、何らかの接触なり指示をすると言葉がつながって行って、コミュニケーションになっていくという重度のお子様のケースもあると思うんですが、軽度、中度のお子さん方にとって、また、その識字障がいのお子さんにとって読み上げてもらうとか、そういうようなものが補いになると思うんですけども、具体的に支援教育の中では、こういう状況のお子さんにはこういうふうに使っていかうとかいうようなものが、方針化されているという理解でよろしいでしょうか。

それとも学校の中で、先生方の気づきの中で、この子にはこういうような感じというように感じで、現場実践の中で使われているのかどうか、そのあたりを少し詳しく教えてください。

○酒井特別支援教育課長 実際どのぐらいという、細かいところまでは、全て把握しておりませんが、例えば、県教育委員会から出している資料等で、合理的配慮に関する資料や、あるいはアクセシブルデザインというふうにな名前をつけていますけれども、いろんな学級の中でそういった配慮が必要な場合に、より広範囲に適用可能な方法の1つとして、そういったICTも想定をして御紹介しているところでして、これから一層、活発に活用していただけるように考えていく必要があるかなと思っております。

○重松委員長 よろしいですか。ほかの御質問はございますか。

○二見委員 2ページの、この成果のところなんですけれども、3の県立学校における校務の情報化についての成果、教職員の事務処理作業の時間を削減しということなんなんですけど、これ、どの程度削減できたかというのは出ているんですか。

○児玉高校教育課長 校務支援システムを利用ということになっているわけですが、これまで、生徒の出席であったりとか成績とかを、学校別で作成されたプログラム、エクセル等が多いんですけども、それに入力して、そこから各先生方が操作をして、クラスの成績表であったりとか指導要録であったりというのを打ち出しておったわけですけども、現在、この校務支援システムを使うことで、担当が、言ってみればボタン一つでそれらの成績表や調査書が出てくるということでございますけれども、実際には、利用された先生方が、非常に業務効率が上がったと言っておられる先生方が、全体の61%ということの結果が出ております。

また、先ほど説明の中でも申し上げましたが、転勤になったときに、学校学校のシステムに合わせずに統一したシステムなので、スムーズに業務に入れたかということにつきましても、67%の先生方がそう思うというふうに答えておられます。

ただ時間的なところは、ちょっと調査のほうは、アンケートのほうは、ちょっと出ておりません。

以上であります。

○二見委員 この制度を運用されてきたのが平成27年度からというふうになってはいますけれども、これの効果検証とかいう、そういった取り組みというのは、今、されているんですか。

というのも、4の市町村のほうでは、国の事業では、導入した自治体は効果検証、研究授業のみというのは、国の事業があるというふうに書いてあるわけなんですけれども、こういったものを取り入れた、これを活用したような県の検証事業というのはされてきたのかなと思うんですが、いかがですか。

○児玉高校教育課長 校務支援システムの導入後の職員の反応ということで、これは、毎年アンケートを、先ほど言ったようなアンケートをとっているところでございます。

○二見委員 導入して便利になったなど、だからよかったと、効果的であるという答えは、どちらかという、60%って少ないんじゃないんですか。

みんな、じゃあ4割近くの人たちは、別に何も変わらないって思っているのかっていうようなこと。その時間の削減につながったというのであれば、本当に実際どれだけ削減につながったのかとか、そういったものを詳細に調べるといことは、僕、必要じゃないかなと思うんです。

やっぱりこれだけの、毎年、年間864万円ですか、つぎ込みながら運用しているわけですから、じゃあどれだけの、その職員の方々の、いわゆる負担が減ったのか、実際にどれぐらい減ったのか、何時間減った、何分減ったのかでいいと思うんです。そこら辺の検証をしっかりとって、さらにもっと使いやすいシステムというものを、やっぱり考えていかなければならないんだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○児玉高校教育課長 今後、今、言われたことを検証してまいりたいと思います。

○二見委員 確認なんですけれども、さっき言った国の事業の効果検証、研究事業というのは、県も対象になるんですか。県としても使える、地方自治体で対象とした事業となっているんですけれど、これは県も、その対象の中に入るんですか、それとも、これは入らないんですか。

○東義務教育課長 県も対象に入る事業であります。

○二見委員 であるなら、これを使った事業と

というのは、これまでしてきたんですか。

○東義務教育課長 この制度につきましては、導入をした自治体、県を対象として実証検証事業として行っており、本県の場合は、小中学校が、まだ導入をしておりませんので、その事業のほうの対象とはならないということでありませ

○二見委員 ということは、市町村が対象ということで、今、でも先ほどは県も対象になると言われたと思うんですけれども違うんですか。

○日隈教育長 私のほうから説明します。

まず宮崎県のほうは、まだ、この施設整備を行っておりません。昨年度まで都道府県単位の事業でも採択になったんですけれども、今年度はその導入についての、いわゆる補助事業というのがありません。

本県は、来年度から本格的にこれを検討していく、あるいは導入していこうと思っておりますので、あすから、知事と私と文科省を回りまして、今後も整備についての補助、これをまずお願いしたいということで、再度お願いを、補助してほしいということで要望してまいりたいというふうに考えております。

補助を導入して整備した、その都道府県単位で申し上げますと、その県については、今年度からこの検証事業というのを行っているということでありまして、既に導入した県については、この検証を行っておりますけれども、まだ整備を行っていない都道府県はこれからということになりますので、まずは補助、支援をいただきたいということで、国に対して要望してまいりたいというふうに考えております。

○二見委員 この統合型校務支援システムというのは、3の県立学校においてのことに関しては、もう運用を開始しているので導入済みです

よね。だから、これは、この効果検証研究事業の対象になるんですか、国のその検証事業の対象にはならないんですか。

この下の4のほうは、市町村におけることなんでしょうけれども、この統合型校務支援システムというのは、県立でも市町村のほうでも、これは別になるんですか。

○日隈教育長 上のほうは県立学校のほうで既に入れた事業ですけれども、このときには国の補助制度はありませんので、県単独で入れております。ですから、検証事業の対象にはなっておりません。

現在、市町村について、市町村単位でやっているところについて、あるいは都道府県単位で、こういう義務教育関係を中心に統合型とかいうようなことについては、昨年度まで国の支援、補助があったというところをごさしまして、先ほど申し上げたとおり補助対象事業、補助を行った事業については、この検証事業を今年度行われているというような状況にありますので、国のほうで100%整備を目指すというふうに位置づけていらっしゃるんであれば、残っているところについても、それは支援していただきたいということで、私、先ほど申し上げたとおり、再度支援をお願いしたいということで要望したいということをごさします。

○重松委員長 よろしいですか。関連で。

○内田委員 今の御説明の中で、市町村単位でやっているところというのはどこがあるか教えていただけますか。

○東義務教育課長 現在、日向市、三股町、高千穂町が導入をされております。

○内田委員 3市町だけなんですか。

○東義務教育課長 3市町だけでございます。

○内田委員 済みません。去年までついていた

という国のその補助事業の名前を教えてくださいか。地方交付税の中に入っていたんですか。

○日隈教育長 一般的に国の補助事業があった場合には、残りの地方負担については、一応、地方財政措置の対象ということになりますので、どの程度かはわかりませんが対象ということになります。

ただ、その年に補助を受けていなければ、当然、裏負担と言いましたけれども、地方負担はありませんので、交付税の対象にはならないというカウントになります。

単独事業の場合には、基本的に交付税の対象にはなっていないというふうに考えてよろしいかと思います。

○重松委員長 義務教育課長のほうで、名称はわかりますか。

○東義務教育課長 名称は、学校ICT環境整備促進実証研究事業であります。

○重松委員長 内田委員、もうよろしいですか。

○内田委員 いいです。

○右松委員 同じくこちらの関連なんですけど、文科省におきまして、働き方改革の中の、それを推進していこうという大きな流れの中で、その方策の一つとして、こちらの統合型校務支援システムの導入については推奨をしております。

そういった中で、これは平成29年3月の段階の数字でありますけれども、情報管理している学校が48.7%と、そして、最高値が、少し前の数字になりますけれども愛知県が86.8%、最低値が奈良県の1.7%ということで、非常に格差が、地域格差が大変激しい状況になっています。

やはり、先ほど言った学校評価を初めとした業務の電子化による効率化ということは、これは、やはり教員の負担軽減のためにも、推進し

ていく必要があると思っています。

先ほど、二見委員が言われたように、詳細な導入のその後の状況については、また把握をしてもらわないといけないんですけども、やはり方向性的には、やはりこれを進めていくということが必要かと思っています。

あわせて文科省が、でき得るならば県単位で、先ほどお話がありました県単位でシステムの共同調達、運用に向けた取り組みを進めてもらいたいということも、これは文科省から出ていますので、そういった意味ではしっかりと、先ほど教育長が言われたように、来年度から本格的に検討を進めていきたいということでもありますので、これはしっかりと進めてもらいたいというふうに思っています。

そういった中で、今後の見通しというか、やはり予算的な厳しさがあるかと思っています。国が本来、それが制度を設けてもらうのが一番いいのかもしれませんが、ただ、それが国からできないから、それができないからといって、進めていけないわけにはいけないところもありますので、そういった意味では、この必要性と今後の見通しといたしまして、今後はどういう形で進めていきたいのか、県教委としての考え方を教えてもらいたいかなと思います。

○東義務教育課長 委員がおっしゃるとおり、県主導で進めて行こうということで、今年度に調達の協議会を設置いたしまして、全市町村が参加して、その協議を、今、行っているところであります。

今後の見通しといたしましては、まだ協議中ではありますが、来年度にはモデル校ができればいいかなということで、現在、その仕様、内容について、今、協議をしている段階でございます。

○右松委員 来年度、少し時間が先になりますけれどもモデル校を設置して、そして進めていきたいということでもありますので、ぜひとも全県下で広げていけるような、そういった取り組みを、県教委としても進めていただきたいと、このことをお願いしたいと思えます。

○東義務教育課長 協議会を通じて、各市町村と足並みをそろえながら、連携を持ちながら取り組んでいきたいと考えております。

○重松委員長 よろしいですね。ほかにございますか。

○二見委員 全国のこの統合型校務支援システムの全国導入率は、去年の3月現在で52.5%ということですが、本県は、今、どうなんですか。さっきは3市町が整備されているということだったんですけれども。

○東義務教育課長 本県の現状を申しますと、県立高校には入っております。その県立高校も含めまして、21.6%でございます。

○二見委員 もう一度確認ですが、県立高校だけで見たら100%になるんですか。全部で21.6%、県立高校は39校で、もう運用されているということだから、そうなのかなと思うんですけれども。

○東義務教育課長 県立高校は全て入っておりますので、100%ということになります。小中を含めて21.6%でございます。

○重松委員長 二見委員、よろしいですか。

○二見委員 市町村が、大分おくれをとっているということですね。わかりました。

○重松委員長 よろしいですね。じゃあ、先に満行委員。

○満行委員 プログラミング教育、来年、導入されようとするわけなんですけれども、なかなかつかみづらい、これといった具体的なものが、

ちょっと見えてこないんですけれども、準備はズットされておられるでしょうし、これ、入る前からそういう概念というのはあったのかもしれないんですけれども、現状はどこまで行って、来年度以降どうされるのか。

各学校の現場任せなのか、その辺をよくわかっていないんですけれども、お尋ねします。

○東義務教育課長 プログラミング教育につきましては、令和2年度の全面実施に向けまして、小中学校の方は、県の研修センター等で、現在、大学とも連携しながら研修等の機会を持っております。

プログラミングにつきましては、教科書等にも今後入ってくる予定でありますので、例えば、算数であれば、小学校の場合は8角形の図形を子供がパソコンの中にプログラムを打ちながら、自分の望んだ形、8角形をつくっていくというような学習を取り入れたり、中学校に行きますと、技術等で、それが動くというロボットとか、そういうものをつくっていくというようなプログラミングの学習が、今後、入ってくるものと考えております。

○満行委員 それは文科省の指導要領に基づいて、各学校同じレベルの教育を受けられるということでしょうか。

○東義務教育課長 あくまでも教科書に基づいて学習を進めていくという部分でありますので、教科書の中を見ますと、必ず子供たちが必修する場面もございますし、また、まとめとして最後にやっていくという、時間がある場合にやるような単元として構成されている場合もありますので、学校によって、子供の実態に合わせて取り組んでいくものと考えております。

○満行委員 これは概念なので、そのものの進み方というか、その段階を見ようという、そう

いう訓練をしようということなんだろうと思うんです。ぜひ学校現場で、どういう教育をされているのか見たいなと思うんですけれども、そういうロボットとか動かすとかって、その辺はおもしろいのかもしれませんけれど、表計算とか日本語入力とかウェブ作成とか、いろんな、今、学校でやっておられるんだろうとは思っています。その現場の先生たちのスキルという、今、おっしゃったように、研修センターに行かれていますということなんですけれども、相当、大変なんじゃないのかなと思うんですけれども、そのことは、来年、2020年度以降始まるわけで、もう準備はされておると思うんですけれども、その研修の状況というのはどういう状況なんでしょう。

○東義務教育課長 令和2年度からスタートします教科書につきましては、今、小学校段階が、まだ教科書が決まってはいない状況ではございますが、プログラミング教育として、プログラミ的思考、先ほど委員がおっしゃったように、自分の望みたい形をいろんな働きかけをしながらつくり上げていくという、そういう思考をするということでございますので、それにつきまして、いろんなソフト等も出てきております。

できるだけ、予算のかからない無料のソフトを使いながら、各市町村で準備をしていっているところでもありますので、そういう無料のソフトやいろんな簡易の、先生たちにできるような研修を、今、大学と進めているところでもありますので、今後、市町村教育委員会にも、そのような指導をしていきたいというふうに考えております。

○横田委員 3ページの(2)の遠隔授業について、ちょっとお尋ねしたいんですけれども、ここでは小規模校同士での遠隔授業が上げてあり

ますけれども、ほかにはどんな形の遠隔授業があるのかを、教えていただけませんか。

○東義務教育課長 本県における遠隔教育につきましては、教育ネットひむかを利用した遠隔教育を、今、進めている市町村がございます。

例えば、交流活動として*西米良村の西米良小学校と熊本県の小学校で交流活動を行ったり、日向の日知屋小学校と小林市の幸ヶ丘小学校がテレビ会議システムをつないで交流活動をしております。

また、合同学習として、串間市では秋山小学校と大平小学校のほうで、やはり、テレビをつなぎまして、合同の授業をやったりというものをしております。

○横田委員 例えば、小規模校が都市部の大規模校と一緒に授業をするとか、名前の知れた有名な先生の授業をしてもらうとか、そういったことなんかも全然ないんですか。

○東義務教育課長 現在のところは、そういう交流活動や合同学習で取り組んでおりまして、教科等の充実のためのそういう専門的などというのは、まだ本県では実績としてございません。

○横田委員 いろんなやり方が考えられると思いますので、でも、効果ばかりじゃないんですよね、例えばそんな、今、私が言ったような授業とかしたら、その受ける側の先生が、何か指導力を否定されているような感じで、プライドを傷つけられるとか、そういったことにもつながりかねないなと思いながら聞いていたんですけれども、いろんな可能性を求めて頑張っていたらと思います。

○東義務教育課長 教育ネットひむかを利用した遠隔教育については、今後も各学校、市町村を通じて指導していきたいと考えております。

※12ページに訂正発言あり

1点、訂正をお願いいたします。

先ほど、西米良村の西米良小と言ってしまいました。済みません、村所小学校の誤りでした。申しわけありませんでした。

○重松委員長 了解しました。

○日高委員 済みません、関連です。一度、飯野高校にも行かせていただいたんですけど、海外とそういう遠隔というのも考えていらっしゃるのでしょうか、海外の学校とあるんですか。

○児玉高校教育課長 飯野高校につきましては、今、おっしゃられたように、例えば島根県の隠岐島前高校と、月に1回程度テレビ会議を使って、さまざまな交流、学習活動を行っております。

それから、日南高校あたりは、また、マレーシアとつないで、そこの外国の文化を学んだり交流を深めたりというようなことで、遠隔授業を使用しているということでございます。

○日高委員 この機材の金額を聞かせていただいたんですけども、相当な金額がかかっていると思いますけれども、留学とかいろいろ考えたときに、やっぱりそういうところに生かしていくと、大きいんじゃないかなと思いますので、ぜひ生かしていただきたいと思います。

そしてもう一つ、ICT、やっぱり僕は、もう大賛成なんですけれども、いろんな勉強をする形で、もちろんスピーディーに社会が進んでいる中で、やっぱり必ず勉強するべきだと思うんですけども、西米良にこの前行ったときに、教育がどんどん進んでいっちゃうということで、すばらしいですねという話をしたんですけども、「日高さん、すばらしいですけど、できる子たちは西米良に帰ってくれんとよね」というような話をされていて、なかなか郷土愛と

か、そのICT関係でも郷土愛だったり地域愛を、しっかりとやっぱり教育していかないといけないのかなんていうのは、すごく感じたところだったので、委員長、お伝えしておきます。要望です。

○重松委員長 要望でよろしいですね。ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、ないようですので、これで終わりたいと思います。

執行部の皆さん、御退席いただいて結構です。暫時休憩いたします。

午前10時49分休憩

午前10時51分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

まず、先日開催されました委員長会議の結果につきましては、昨日の常任委員会での資料配付がありましたので、説明は省略させていただきます。御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、協議事項（1）の委員会の調査事項についてであります。

お手元に配付の資料1をごらんください。

1の当委員会の設置目的につきましては、さきの臨時県議会で議決されたところでございますが、2の調査事項は、本日の初委員会で正式に決定することになっております。

なお、この資料に記載の調査事項は、特別委員会の設置を検討する際に、各会派から提案された調査事項を整理し、参考として記載しております。

調査事項は、今後1年間の活動方針を決める重要な事項であります。特別委員会の調査活動、実質6回程度しかございませんが、有効な提言を行うためにも、少し時間をとって御協議いた

だきたいと思います。

この調査事項につきまして、委員の皆様から御意見がありましたらお願いをいたします。

一度、暫時休憩します。

午前10時52分休憩

午前11時1分再開

○重松委員長 それでは、委員会を再開いたします。

いただいた御意見を参考にしまして、ちょっと記載事項が長いので、少し集約したものを読ませていただきます。

1番目は、公務における情報化推進に関することといたします。2つ目は、教育の情報化推進に関することです。3番目が医療・福祉・産業等の各分野における先端技術の導入に関することという文言で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、この項目で進めたいと思います。

次に、協議事項（2）の委員会の調査活動方針・計画についてであります。

活動方針（案）につきましては、資料1の3に記載のとおりであります。活動計画（案）につきまして、資料2をごらんください。これにつきましては、議会日程や委員長会議の結果を考慮して作成しております。

活動計画（案）につきましては、何か御意見がありましたらお願いをいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時2分休憩

午前11時4分再開

○重松委員長 それでは、委員会を再開いたし

ます。

それでは、この案のとおり、今後1年間の調査活動を実施していくことにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのように決定いたします。

それでは、皆様の御意見を踏まえながら、この調査活動計画（案）を基本に、今後1年間の調査活動を実施していくことにしたいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは決定いたします。

次に、協議事項（3）の県内調査についてあります。

再び、資料2をごらんください。8月8日から9日で県南地区、8月28日から29日で県北地区の調査活動を計画しております。

先ほど決定いたしました調査事項を踏まえまして、県南調査、県北調査の調査先につきましては、御意見がありましたらお願いをいたします。

〔「一任します」と呼ぶ者あり〕

それでは、正副委員長で準備はさせていただきますので、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 では、それで進めさせていただきます。

次に、協議事項（4）の次回委員会についてあります。

先ほど御協議いただきました調査事項を踏まえまして、次回の委員会での執行部への説明資料要求について、何か御意見や御要望はありませんか。

これ、ちょっと休憩します。

午前11時5分休憩

午前11時10分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

今、御協議いただいた調査事項を踏まえまして、次回の委員会を進めたいと思います。

では、正副委員長に御一任いただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 では、そのような形で準備させていただきます。

最後に協議事項の（５）その他、委員の皆さんから何かございませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 では、次回の委員会は6月定例会中、6月24日、月曜日の午前10時から予定しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上で本日の委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前11時11分閉会

署 名

情報化推進対策特別委員会委員長 重 松 幸次郎